

②-1

フィットテスト実施のご案内

一般社団法人 静岡県産業環境センター
労働衛生部 作業環境課

特定化学物質障害予防規則が改正され、屋内作業場において継続して行う金属アーク溶接等作業の事業者に対して、面体を有する呼吸用保護具を労働者に使用させる場合、その装着状態等が適切であることを確認するためのフィットテストを年に1回、定期的を実施することが義務付けられました（施行は令和5年4月1日）。

当法人では、定量的フィットテストのうち短縮定量的フィットテストを採用しており、短時間でのフィットテストの実施が可能です。

基本的な申し込方法は、以下の手順となります。

1. 当法人 HP より『③ フィットテスト 見積申込書』をダウンロードしてください。必要事項をご記入の上、メール又はFAXにてご送信ください。
2. 内容の確認が出来次第、御見積書をご提出致します。
3. フィットテスト実施の正式なご依頼を承りましたら、日程の調整、内容の詳細や会場について確認をさせていただきます。
4. 『④-1 フィットテスト 事前確認表（被験者様用）』あるいは『④-2 フィットテスト 事前確認一覧表（ご担当者様用）』をご記入の上、メール又はFAXにてご送信ください。

【フィットテスト実施に関する補足事項】

- ・ 使い捨て式マスクは新品をお持ちください。なお、フィルタ部に孔開け加工してサンプリングプローブ（金具）を取付けます。加工後の面体は型式検定に合格したものと認められませんので、作業に用いることは出来なくなります。
- ・ 取替え式マスクは、メーカー及び型式専用のサンプリングアダプターが必要となります。ご自身もしくは事業所（部署）単位で予めご用意ください。専用サンプリングアダプターについてご不明な点がありましたら、当法人までお問い合わせください。
- ・ フィットテストは、1回目が不合格の場合でも、教育指導を行ったのち続けて2回目を実施しますが、その際には追加費用は発生致しません。ただし、2回目も不合格となった場合は3回目の実施となりますが、追加費用が発生します。予めご了承ください。
- ・ フィットテストの結果通知書（記録表）は、当法人にて発行致します。大切に保管くださいますようお願い致します（保存期間：3年間）。

②-2

～ 被験者の皆様へ ～

フィットテスト実施時の注意事項

面体を有する呼吸用保護具は、顔に密着していなければ最適な性能を得られません。フィットテストは、この密着性（フィット）を評価する方法です。

当法人では定量的フィットテストのうち、試験時の負担軽減と時間短縮のため、短縮定量的フィットテストを採用致します。フィットテスト実施時には、被験者様に所定の動作を行うことや、実作業で使用している面体（劣化等のないもの又は新品）を用いる等、ご協力いただくこととなります。下記の注意事項をご一読ください。

【注意事項】

1. フィットテストに使用する面体は、普段使用しているサイズ・形状・型式が同一なものをご用意ください。
2. 使い捨て式マスクは新品をお持ちください。なお、フィルタ部に孔開け加工してサンプリングプローブ（金具）を取付けます。加工後の面体は型式検定に合格したものと認められませんので、作業に用いることは出来なくなります。
3. 取替え式マスクは、使用中のものでも測定は可能ですが、日々のメンテナンスを十分に行った、劣化等のないものをお持ちください（新品も可）。使用しているマスクメーカー及び型式により専用サンプリングアダプターが必要となります。貴社にて予めご用意ください。なお、専用サンプリングアダプター又は模擬面体のご用意が出来ない場合には、当法人まで事前にご連絡ください。
4. 頭髪・ひげや顔と接顔部に装飾品、その他の衣類など、面体と顔との密着性を阻害するようなものがないように、事前に身だしなみを整えてください。
5. フィットテスト実施前 30 分以内での喫煙は、合否判定に影響を及ぼす恐れがありますのでご遠慮ください（電子タバコも含む）。
6. フィットテスト実施時は、フィットテスト実施者の指示に従ってください。

〔お問い合わせ先〕

一般社団法人 静岡県産業環境センター
労働衛生部 作業環境課
電話 053-428-3430